

Newsletter Citizen's eyes vol.23

2022年6月19日発行／ジャーナリズムを考える市民連絡会とやま

連絡先 ☎ 090-4680-6336 <https://civic-journalism.wixsite.com/mysite>

有権者の関心を高める、選挙時の積極的な報道評論を

参議院議員選挙が間近だ。選挙における低投票率が問題の中、メディア自身も従来の選挙報道がその要因の一つになっていないか自問して欲しい。十分な時間あるいは紙面を割いて、その時々選挙の争点など、私たち有権者の政治選択に必要な情報を報道しているか。公選法で定められた、選挙運動期間中の「報道評論の自由権」（新聞-148条、放送-151条）を積極的に活かしているか。また2014年の政権与党側から在京テレビ局に出された選挙報道の過度な公平中立の要求（注）という〈政治圧力〉に萎縮し続けているか。ことは私たちの暮らしに重大な影響を与える国政選挙に関する報道だ。有権者のための選挙報道の追求を切に望みたい。（大島）

注：「選挙時期における報道の公平中立ならびに公正確保についてのお願い」文書

《コラム》
沖縄の
いま(15)

問われているのは私たち 検証：沖縄「復帰50年報道」

小原悦子

「復帰50年報道」でスルーされたもの

5月15日「沖縄復帰50年」が過ぎると、潮が引くように全国紙や地方紙から「沖縄報道」が消えていった。安全保障、日米地位協定、地方自治の課題等、沖縄から示されるこれらの問題は看過できないはずだが、実際は、離島県の話題として報道の隅に追いやられている。

「復帰50年報道」においては、「日本の面積の0.6%の沖縄県に在日米軍専用施設面積の70.3%が集中する」と現状が報じられた。しかし、なぜそうなったのかの解説はない。自然現象ではないのだから、人為によって現状がある以上、それを検証しなければならないはずだ。また、この沖縄の過重な基地負担を今後どうしようとするのか。それを問いかける報道は十分だっただろうか。



2022年5月15日の琉球新報ラッピング紙面

さらに、「復帰」によって沖縄に自衛隊が配備された。最初の頃は、「日本軍の再来」と県民に抵抗があったが、現在では、制服のままコンビニに入っても、誰も気にも留めなくなった。近年、沖縄本島を始め宮古島、石垣島には自衛隊ミサイル部隊の配備が進められ、与那国島には沿岸監視部隊が配備された。配備されたミサイルの長射程化が計画され、米国の中距離ミサイル（核搭載可能）の配備計画もある。沖縄の人びとだけでなく日本全体に関わる重大な問題であるにもかかわらず、「復帰報道」ではそれらもスルーされた。

首相の式辞、ファクトチェック

5月15日、宜野湾市の沖縄コンベンションセンターで開かれた「沖縄復帰50周年記念式典」に出席した岸田首相は式辞で「戦争によって失われた領土を外交交渉で回復したことは史上まれなことであり、日米両国の友好と信頼により可能となったものでした」と述べた。これは50年前、日本武道館で開催された復帰記念式典において、佐藤首相（当時）が述べたあいさつを踏襲したものだ。

19日の琉球新報は1面トップで、＜ファクトチェック 岸田首相の「戦争によって失われた『領土』を回復」誤情報＞、＜戻ったのは施政権＞と報じた。外務省北米局北米第1課は取材に対し、「法的には沖縄は米国の領土になったことはない、施政権が一時的に米国にいき、それが沖縄返還で日本に戻った」と見解を示した。

そもそも、サンフランシスコ講和条約第3条とは

1952年4月28日発効のサンフランシスコ講和条約によって日本は独立した。一方、同条約第3条によって、沖縄や奄美、小笠原は日本から切り離され、米国の施政権下に置かれた。

第3条は2つの文章から成り立っている。前段の文意は、米国が、沖縄・奄美・小笠原を米国を施政権者とする国連の信託統治制度下に置くことを提案した場合には日本は同意する、と述べている。後段では、それまでの間、米国がこれらの地域の全権を行使する、とする。しかし、米国は沖縄等を国連の信託統治制度の下に置くことを提案することはなかった。なお、国連憲章第78条は、主権平等の原則から国連加盟国となった地域には信託統治制度は適用しないと規定している。日本は1956年12月18日に、国連に加盟した。少なくとも、それ以降は、日本に信託統治制度を適用することはできないはずだ。

サ条約第3条は、米国が沖縄をアジアの「防共の砦」として最大限活用するために、核配備も可能な自由に見える極東最重要軍事基地として継続使用するための詭弁だった。

ベトナム戦争では沖縄は米軍の出撃拠点だった。それ故に、1950年代「祖国復帰運動」として始まった復帰運動は、やがて、平和憲法の下への「反戦復帰運動」へと質的に転換し高揚していった。

裏切られた願い

しかし、「基地のない平和な沖縄」を求めた人びとの願いは裏切られた。米軍基地はそのまま残り、「基地の島」は解消されなかった。日本国憲法と同時に日米安保条約・日米地位協定が適用され、それまで沖縄に配備されていなかった自衛隊が新たに配備された。県民は「核抜き本土並み返還」「平和憲法の下への復帰」を求めたが、日米両政府は「沖縄返還協定」の裏で種々の密約を交わし、有事の際に核を再持ち込みできる「核密約」も結ばれた。

沖縄の施政権返還は、県民の復帰運動の成果であると同時に、米国が占領批判の高まりへの危機感を強め、また、財政的負担を軽減するために、沖縄を日本の施政権下に戻すことによって、従来同様に基地の島として自由に使用できる方向へ舵を切った結果ともいえる。「平和憲法の下への復帰」は、日米安保と地位協定が最優先される日本の実態を、沖縄が集中的に背負う結果となっている。

届かぬ思いを「ラッピング紙面」で表現

5月15日の琉球新報は通常紙面を1枚のラッピング紙面で包み込んだ。ラッピング紙面の右側は50年前の1面を復刻掲載、左側は復帰50周年特別号の紙面。横タイトルはどちらも「変わらぬ基地 続く苦悩」。縦タイトルは、50年前が「いま 祖国に帰る」。50年後は「いま 日本に問う」。

「復帰から半世紀、沖縄が何度も基地の整理縮小や辺野古新基地建設反対の民意を示しても、省みない日本を『本当に祖国と呼んでいいのか』という疑問もベースにある。」を新垣毅報道本部長は書いている。

問われているのは私たちだ。

DHC「ニュース女子」高裁判決 ～差別問題についての報道～

堀江 節子

賠償命令と辛淑玉さんに対する「名誉毀損」

6月3日、「のりこえねっと」共同代表・辛淑玉さんが、番組制作会社「DHC テレビジョン」などを相手取り、名誉を傷つけられたとして損害賠償などを求めた訴訟の高裁判決が東京高裁であった。DHC テレビジョンに550万円の支払いとウェブサイトへの謝罪文の掲載を命じた1審判決を支持し、双方の控訴を退ける判決だった。

問題の番組「ニュース女子」は、2017年1月2日と1月9日に放送された番組で、沖縄東村高江でのヘリパッド抗議運動に参加している人たちはお金をもらって本土から来た「プロ市民」（または「テロリスト」）で、辛さんが資金をバックアップしていると報じた。それ以前から辛さんは在日だということでヘイトの対象になっていたが、以降はその酷さに一時的にドイツに移住するまでになっていた。

放送倫理・番組向上機構（BPO）は2度にわたって、放送倫理に照らしても、また人権の観点からも、番組には問題があるとの見解を示している。BPOおよび司法の判断を受け入れ、DHC側はただちに動画を取り下げるべきだが、DHC テレビジョンは謝罪を拒否し、番組はネットに残っている。番組を放送した東京メトロポリタンテレビジョンのほうは、抗議活動を行う側に対する取材の欠如、「日当」をもらっている運動しているなど抗議活動に参加する人々は反社会的な人々であると印象づけ、さらに侮蔑的な表現のチェックをしていないなど重大な放送倫理違反があったことを理由に、辛さんの名誉を毀損したと謝罪している。

原告が問題にしていること

3日午後、辛淑玉さんの記者会見があった。判決には、「在日朝鮮人である原告の出自に着目した誹謗中傷を招きかねない構成になっている」という一文もあり、名誉毀損が認められたことを評価した。その一方、苦渋に満ちた表情で、マイノリティである在日の女性を使って沖縄の反基地運動をたたくという二重、三重の差別であったのに、判決は差別だとの判断を示さず、迷惑をかけたことへの謝罪という内容だったことは納得できないとした。根拠となる差別禁止法がないことが問題だが、立法運動を進めてきたが（自分は韓国籍で選挙権がないし）成立に至っていない。しかし、これまでもこれからも自分は日本社会で生きていくのだから、日本社会の一員として、マイノリティへの差別を解消する責任がある。レイシズムを止めることは沖縄に対する自分の責任だと思いを語った。

ヘイトスピーチであっても思想や言論の自由だと言う人はいるが、他人を差別し尊厳を傷つけるのはヘイトクライムである。ここが辛さんがたいへんな決意で提訴した裁判のキモだと思うのだが、見た限りでは、今回の新聞報道でこうした辛さんの発言を報じるものはなかった。

DHCのサイトでは以前から、吉田会長名で「日本の中枢を担っている人たちの大半が今やコリアン系で占められている」など、折につけレイシズムを肯定する差別文章がアップされている。これに対して同社の化粧品の不買運動があったり、取引先企業が文書の取り下げを要求したり、行政との包括連携協定が凍結されたりしている。こうした文章は差別であることは明らかなが、社会的影響が大きいというか、さらに差別を許す社会の問題といえる。

（4ページへ続く）



■写真の出典：弁護士ドットコム

メディアとともに考える(1) 5/10 社説「反撃能力保有」について

読者・視聴者からの働きかけによって、少しでも本来の報道機関のあり方を取り戻して欲しい、そんな願いを込めて、5月の例会で、それぞれの報道機関の「編集部への投稿」が提案され、このコーナーでは、実際に投稿されたものを紹介することにしました。

以下のような意見を北日本新聞編集部に伝えました。

＜メディアとともに考える＞：投稿者：七澤 京一

＜要望＞

北日本新聞 編集部 御中

5/10 付け貴紙社説「反撃能力保有 国民的議論が不可欠だ」について、深く頷きながら読ませていただきました。

ただし、気になるところがあります。

■「ロシアから防衛力が脆弱だとみられ侵略を受けた」

この表現では、ロシアは単に領土拡大のため、相手かまわず防衛力の脆弱な国を侵略したと解してしまいます。

今回の侵攻は、複雑な問題が絡み、長い歴史の中で発生したことはジャーナリズムなら知るところです。

■「現下の安保環境を考慮すれば、防衛力強化の必要性は否定できない」などと、議論が不可欠だと言いながら、防衛力強化を断言し、議論を否定するのはおかしいのではないですか。

今、貴紙に求められているのは、

- 今回の原因は何なのか。(原因がわからなければ、対策が議論できない)
- そして今回の事態回避のために、ロシア・ウクライナ双方及び他国は、何をしたのか、しなかったのか。
- それでも回避できなかったのはなぜなのか。

一方的に、情報を垂れ流すだけでなく、議論に必要な情報を提供して下さい。

それが、県内最大新聞としての貴社の責任とメディアとしての権利であると思います。



(前ページから)

差別を許容する社会への啓発を

新聞報道では、判決要旨のみを書いているものもあれば、記者会見での辛さんの発言、さらにDHCテレビジョンの山田社長やケント・ギルバート氏を取材した記事もある。メディアも多様であり、教育的役割を期待するのは甘いかもしれない。それでも、こうした機会に、事実関係、社会背景、当該裁判の意義などを社説や記事できちんと書き、ヘイトスピーチは人権を侵す犯罪であることを示して、差別を許容する社会への警告、啓発となることを期待したい。

